

諮問日 令和5年7月28日

答申日 令和6年1月26日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う戸田市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月10日付け戸下第631号で審査請求人に対して行った情報部分公開決定に係る処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨及び経過

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人による令和4年10月28日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年7月25日付けで実施機関に対し、「以下の工事に関する工事設計書の金額入り設計書（内訳書、代価表、経費計算書等）と積算資料（材料単価や機械損料、工期算定など）を一式 ・戸田市雨水貯留管建設工事（入札日：令和4年3月8日）」について、戸田市情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）による改正前の戸田市情報公開条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）第6条に基づき行政文書の公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。
- (2) 実施機関は、令和4年8月10日に、実施機関が保有する金額入り工事設計書3枚のうち、個人に関する情報にあたる部分を非公開とする本件処分をし、本件処分に関する情報部分公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）を同年8月10日付けで本人に郵送した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として令和4年10月28日に実施機関に対し、条例第16条に基づき、本件審査請求をした。

### 第3 審査請求人及び実施機関の主張

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人が提出した令和4年10月28日付け審査請求書、令和5年2月1日付け反論書及び令和5年3月29日付け追加反論書によると、審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

- (1) 特定した行政文書の「件名又は内容」について

本件通知書の「件名又は内容」には情報公開請求書と全く同じ内容が記載されているが、行政文書の名称、公開された部分及び非公開部分の体裁等を検討することによって、非公開の理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする戸田市行政手続条例（平成10年条例第27号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠く。

本件通知書の「件名又は内容」には、特定した行政文書の名称と情報公開請求書に記載された「件名又は内容」を併記し、「公開することができない部分及び理由」に特定した行政文書とその中のどの部分が公開できないのかを示すべきである。

#### (2) 特定されていない行政文書について

本件通知書の記載内容には、本件情報公開請求に係る行政文書の存在の有無が記載されていない。一般に行政文書の不存在を理由とする情報非公開等決定には、当該文書が存在しないことの原因を付記することが求められるが、理由提示がない。

また、情報公開請求書の「件名又は内容」のうち、「工事設計書の金額入り設計書（内訳書）」は、様式－1：工事設計書（1枚）及び様式－3：本工事費内訳書（2枚）が特定されているが、金額入り工事設計書の積算根拠を記載した文書である「工事設計書の金額入り設計書（代価表、経費計算書等）と積算資料（材料単価や機械損料、工期算定など）」（以下「本件明細書」という。）は特定されておらず、本件明細書について、情報部分公開決定とは分離して情報非公開等決定をすべきであった。

#### (3) 金額入り工事設計書の明細書について

令和4年7月29日に下水道施設課職員から電話連絡があり、その際、下水道施設課で「金額入り設計書は内訳書と一部の明細書のみを保有している状況」であるとして、本件明細書を保有する旨の説明があったが、公開された行政文書の写しの中には本件明細書が含まれていなかった。

行政文書の公開請求の対象となる行政文書は、請求の時点で実施機関が保有する行政文書である。地方共同法人日本下水道事業団（以下「JS」という。）から実施機関へは工事設計書、本工事内訳書及び図面が送付され、実施機関がこれらを収受しており、本件情報公開請求時点で本件明細書が実施機関に保有されていたことは明らかである。一時的に文書を借用している場合には、当該文書を保有しているとはいえないが、本件明細書は借用手続きを経ずに実施機関に保管されていたため、一時的な借用とはいえない。

本件情報公開請求を受けてから本件明細書を返還し、それ以外の工事設計書のみを特定された行政文書として公開することは、本来公開すべき明細書を秘匿するものであり、したがって、虚偽公文書作成の罪と偽造公文書行使等の罪に該当するとさえいえる状況にあり、よって本件処分は違法な処分にほかならない。

#### (4) 以上により、審査請求人は条例第5条の公開請求権を侵害されている。

(5) 公開物の郵送代について

公開物の送付に当たって、配達証明分の費用を含む郵送代の切手を送付した。送付する前に情報公開制度の事務を担当する行政管理課に電話連絡を行い、配達証明の費用負担をすべき理由を尋ねたところ、公開物が確実に配達されたことを確認するためであるとの説明を受けた。審査請求人は配達証明を必要としておらず、配達を確認する必要があるれば、その費用は処分庁が負担すべきである。処分庁は本件通知書を配達証明で郵送し、審査請求人に郵便物が届くことが確認できたと思えるので、公開物の郵送の際に再度配達証明をする必要はなく、戸田市の業務の中で返信用封筒を利用する事例と比較しても、負担の公正、公平性が損なわれている。よって、審査請求人が負担した郵送代のうち配達証明 755 円の返還を求める。

この件については、手続条例に規定する処分に該当しないため、審査請求対象外とされることは承服するが、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問を要望する。併せて、公開物の裏面への押印についても、電磁的記録を紙での写しの交付とされた懸念があるので、同様に同審議会への諮問を要望する。

2 実施機関の主張

本件処分に関する実施機関の主張については、令和4年12月26日付けの弁明書によれば、概ね以下のとおりである。

(1) 特定した行政文書の「件名又は内容」について

情報部分公開決定通知書では、行政文書の公開請求をした者（以下「請求者」という。）が請求した行政文書に関する通知書であることを明確にし、請求した行政文書と公開された行政文書に紛れを生じさせないために、情報公開請求書に記載された「件名又は内容」と同内容を記載している。不開示の理由付記は、「件名又は内容」欄ではなく「公開することができない部分及び理由」欄に記載している。

(2) 特定されていない行政文書について

本件情報公開請求において特定した行政文書は、金額入り工事設計書3枚のみであったことから、当該文書について条例第8条に該当する情報を公開しないこととする部分公開決定を行った。行政文書を公開しない旨の決定をしたものではないことから、行政文書が存在しないことについては本件通知書に記載していない。

(3) 金額入り工事設計書の明細書について

本件明細書については、J Sが所有する文書であり、実施機関とJ Sの間で締結された戸田市雨水貯留管の建設工事委託に関する協定を補足する建設工事委託協定補足説明事項書（単年度協定用）（以下「補足説明事項書」という。）において、J Sが所有する文書については貸与期間を定め第三者への非開示を条件にこれを貸与する旨が規定されている。貸与を受けるためにはJ Sへの報告依頼が必要となるが、その事実はなく貸与の記録もなかった。

実施機関は J S から令和 4 年 4 月 27 日に戸田市雨水貯留管建設工事に係る工事設計書、本工事費内訳書及び図面の送付を受けており、送付文書一式の中に本件明細書が誤って含まれていることが本件情報公開請求の行政文書の特定作業において判明した。そのため、同年 8 月 4 日に J S に本件明細書を返還した。

本件情報公開請求時点で本件明細書が実施機関に存在したのは、J S 及び実施機関の双方ともに貸与の意思がないにもかかわらず、重大な錯誤に基づき本件明細書が J S から実施機関へ送付されたことにより、一時的に実施機関で保管されているに過ぎない状況にあったためである。したがって、本件明細書は条例第 2 条第 2 号に定める行政文書に該当しない。

(4) 公開物の郵送料について

手続条例第 5 条に規定する審査基準である「条例適用申請に対する処分個票」では、条例第 15 条の費用負担は処分に該当しないため、審査請求することができない。

(5) なお、審査請求人が主張する条例第 5 条の公開請求権の侵害について、実施機関は特に弁明していないが、弁明書全体を通し結論として、本件処分に違法又は不当な点はないとしている。

#### 第 4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張並びに実施機関から提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「第 1 審査会の結論」記載のとおりの結論に達した。

1 本件明細書の「行政文書」該当性について

条例第 2 条第 2 号は、「行政文書」を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理し、保有しているものをいう」と規定しているが、ここにいる「保有しているもの」とは、当該文書を事実上支配していること、つまり、当該文書の作成、保存、閲覧若しくは提供、移管又は廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることと解すべきである。

そこで本件を見ると、確かに、本件明細書は J S から実施機関へと送付され、收受文書と共に保管されていた。しかしながら、本件明細書は本来 J S が所有するものであり、補足説明事項書によれば、建設工事の施行に関し必要と認められる場合、J S は、実施機関からの依頼を受け、事前に貸与期間を定めかつ第三者への非開示を条件として、貸与するものとされている。本件においては、そもそも J S 及び実施機関の双方に貸与又は借用の意思はなかった。これらのことから、本件明細書は J S から実施機関に誤って送付され、実施機関において偶然に占有されていたにすぎず、J S に返還されるべきものである。なるほど、本件明細書が本件情報公開請求における行政文書の特定作業の際に発見され、その事実が審査請求人に非公式に伝達されたことは、

審査請求人をして本件明細書が公開対象となるであろうと期待せしめる原因の一つとなったものであり、その点、そのような誤解を生じさせた実施機関に問題があったといえないわけではない。しかしながら、上記のとおり、実施機関は本件明細書の取扱いを判断する権限を有するものではないといわなければならない。したがって、本件明細書は、条例第2条第2項にいう「行政文書」に該当せず、公開対象には当たらない。よって本件処分に瑕疵はなかったものと解される。

## 2 情報部分公開決定通知書の記載方法及び文書の特定について

戸田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年規則第14号）による改正前の戸田市情報公開条例施行規則（平成11年規則第12号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号に基づく情報部分公開決定通知書（第3号様式）は、実施機関が部分公開を決定する場合の通知書の様式を規定しており、「件名又は内容」及び「公開することができない部分及び理由」を記載するものとしている。情報公開請求書の様式を定める規則第2条に基づく第1号様式と比較すれば、第3号様式における「件名又は内容」は、同一の項目をもつ情報公開請求書との関連から、情報公開請求と情報部分公開決定の同一性を確認することに資するものであると解される。同じく「公開することができない部分及び理由」は、公開する部分と公開しない部分を明確に区別して、部分公開とする判断の理由を明示する趣旨があるものと解される。

審査請求人の主張によれば、本件通知書には、特定した行政文書の名称と情報公開請求書に記載された件名又は内容を併記するべきであり、それが、行政処分における理由付記を要求する手続条例第8条第1号の趣旨に合致するというが、部分公開決定を内容とする本件通知書では、「公開することができない部分及び理由」が明記されており、審査請求人が求める行政文書を特定することと、処分内容の理由を付記することは実質的に満たされているといえる。

## 3 情報部分公開決定の運用について

条例第16条第1項は、実施機関の公開決定に不服のある者は、当該実施機関に対し審査請求ができると規定し、条例第17条第1項は、実施機関の諮問に応じ審査請求について調査及び審査をし、答申を行う機関として戸田市情報公開・個人情報保護審査会を設置しており、条例第18条は、実施機関は、審査請求があった場合に、同審査会に諮問しなければならないと規定している。

審査請求人の主張によれば、第1に、写し等の送付に要する費用のうち配達証明の料金に係る部分は、請求者でなく実施機関が負担するべきであるという。ところで、条例第15条ただし書は、写し等の送付に要する実費は請求者の負担とすると規定しており、これらを受けて実施機関では、公開物を請求者に配達証明によりこれを送付し、その料金を郵便料の額として請求者の負担とする運用が行われているものである。よって、審査請求人の主張は、これら写し等の送付に要する費用に係る規定及び運用に対して疑義を呈するものにすぎない。

第2に、公開物の裏面に付される押印は、電磁的記録を用紙に出力しなければ押されることのない、本来不要なものであるという。ところで、規則第5条第3号は、電磁的記録の公開の方法の一つとして、電磁的記録を用紙に出力したものを閲覧させ又は交付することを規定しており、これを受けて実施機関では、電磁的記録を用紙に出力したものを閲覧させ又はこれを交付し、その際、交付する用紙には、それが戸田市の情報公開制度において発行した文書であることを明示するために押印する運用が行われているものである。よって、審査請求人の主張は、これら電磁的記録の公開方法に係る規定及び運用に対して疑義を呈するものにすぎない。

したがって、これらの疑義は、本件処分及び本件審査請求に関するものではないから、よって審査会が調査審議すべき対象には含まれないと判断する。

#### 4 公開請求権の侵害について

条例第5条は、条例の定めるところにより実施機関に対し行政文書の公開請求ができることを規定するものであって、条例が規定する要件が個別に充足されているか否かと離れて、請求者に具体的な公開請求権を保障するものではない。したがって、上記1から3で述べたとおり、本件部分公開決定は、審査請求人の実施機関に対し公開請求をする権利を侵害するものではない。

#### 5 結論

これらのことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。